

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年11月29日)

## 【 件 名 】

- 旧優生保護法に基づく補償法等対応プロジェクトチームの設置について  
(福祉保健課)・・・2
- 「あいサポートフェスとっとり2024」の開催結果について  
(障がい福祉課)・・・3
- 令和6年度鳥取県難病フォーラムの開催結果について  
(健康政策課)・・・5
- 東部保健医療圏の医療連携（医師派遣等）に係る基本協定の締結について  
(医療政策課)・・・6
- 鳥取県中山間地域医療人材（薬剤師）確保・育成事業について  
(医療・保険課)・・・8
- 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（暫定版）の運用開始について  
(感染症対策センター)・・・10
- 感染症の流行状況等及び新型インフルエンザ等対策訓練の実施について  
(感染症対策センター)・・・12

福祉保健部

# 旧優生保護法に基づく補償法等対応プロジェクトチームの設置について

令和6年11月29日  
福祉保健課

旧優生保護法を違憲とした最高裁判決（7月3日）を受け、超党派議員連盟がとりまとめた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）が10月8日に国会で成立しました。（施行：令和7年1月17日）

当事者からの相談に適切に対応し、新たな補償制度周知、情報提供及び働きかけを行うため、旧優生保護法に基づく補償法等対応プロジェクトチームを設置し、第1回会議を10月24日に開催しましたので、その概要について報告します。

## 1 新法の補償の概要

### (1) 補償金の支給

[対象] 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者

死亡時にはその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫及び甥姪）が対象

[支給額] 本人：1,500万円、特定配偶者：500万円

※特定配偶者：本人の手術日から新法公布日の前日までに婚姻（事実婚含む）していた方等

### (2) 優生手術等一時金の支給

[対象] 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた本人で生存している方

[支給額] 320万円

### (3) 人工妊娠中絶一時金の支給

[対象] 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた本人で生存している方

[支給額] 200万円

## 2 本県のこれまでの取組

○独自調査等による被害者へのアプローチを行い、被害者の実態把握等に努めている。

- ・優生保護審査会の記録をはじめとする公文書徹底調査
- ・県職員OBからの聞き取り調査
- ・鳥取県医師会等への協力要請
- ・聴覚障害者協会等関係団体等との連携調査
- ・旧優生保護法総合相談窓口の設置（県内東・中・西部）

○県独自の支援策として、新たな補償金等支給に係る請求手続に要する経費等を支援している。  
（平成30年度6月補正予算～）

- ・手続支援（補償金等支給の請求を行うための県内居住地から最寄りの相談窓口までの旅費等）
- ・同行支援（救済を求める活動等に同行する介助者・手話通訳者経費）など

○関係団体に対して制度周知等の協力依頼を行った。

鳥取県聴覚障害者協会、鳥取県手をつなぐ育成会及び鳥取県精神障害者家族連合会に、制度周知及び情報提供依頼を行った。

○プロジェクトチーム各メンバー（庁内関係課）から所管する関係機関に対し、次の働きかけを行った。

- ・新たな補償制度の周知
- ・旧優生保護法に関連する資料、記録の保全及び資料が発見された場合の情報提供依頼
- ・旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶に関連する資料、記録の調査

## 3 今後の対応

○県独自調査等により個人が特定でき連絡がとれる方へ個別にアプローチを行う。

[補償金] 旧法一時金認定者 12名、物故者 8名 [一時金] 人工妊娠中絶可能性者 2名

○周知広報の強化

地方紙への広告掲載、新聞折込チラシ作成

# 「あいサポートフェスとっとり2024」の開催結果について

令和6年11月29日  
障がい福祉課

令和6年度にあいサポート運動15周年を迎えたことを記念し、運動の更なる発展を目指すとともに、2025年大阪・関西万博及びその先を見据えた障がい者の文化芸術活動の一層の振興を図ることを目的に、「あいサポート運動15周年記念セレモニー」及び「あいサポート・アートとっとり祭（鳥取県障がい者舞台芸術祭）」を合わせた「あいサポートフェスとっとり2024」を開催しましたので、その結果を報告します。

## 1 あいサポート運動15周年記念セレモニー

- (1) 開催日時：令和6年11月8日（金）午後1時から午後3時まで
- (2) 開催場所：エースバック未来中心 大ホール（倉吉市駄経寺町212-5）
- (3) 内容：

- ①主催者挨拶 平井知事
- ②来賓挨拶 障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟 幹事長  
共生社会の実現を目指す障害者の芸術文化振興議員連盟 事務局長  
山本博司 参議院議員

全国手をつなぐ育成会連合会 久保厚子 顧問  
韓国江原特別自治道 金鎮台知事

※本セレモニーは韓国江原特別自治道との友好交流30周年を祝した記念行事としても開催しており、金知事及び道の関係者を招待。

- ③あいサポート運動15周年の歩みの紹介
- ④平原綾香あいサポート大使によるあいサポート運動テーマソング「虹の向こうへ」披露
- ⑤あいサポート企業・団体による事例報告

| 報告企業・団体               | 報告内容   |
|-----------------------|--|
| 学校法人山野学苑（東京都）         | 山野学苑におけるあいサポート研修の実施等<br>※報告者の山野愛子ジェーン理事長はあいサポート大使（H27委嘱）。<br>※平井知事より、山野理事長のご息女ミア氏を若者向けにあいサポート運動を広めていただく「あいサポートエバンジェリスト（伝道師）」に任命。 |
| 株式会社山陰合同銀行（本店・島根県）    | 障がいのある方が働きやすい職場づくり等  |
| 株式会社小銭屋（観水庭こぜにや）（鳥取県） | 誰もが利用しやすい旅館づくり等  |
| 富士見高原リゾート株式会社（長野県）    | 誰とでも楽しめる観光地域づくり  |

- (4) 来場者数：約500人（あいサポート運動連携協定自治体関係者、障がい者団体関係者、一般参加者等）

<主催者挨拶>



<来賓挨拶（金知事）>



<運動15周年の歩みの紹介>



<テーマソング制作の感謝の  
色紙を渡される平原大使>



<あいサポートエバン  
ジェリスト（伝道師）任命>



<事例報告（富士見高原  
リゾート株式会社）>



【参考：あいサポート運動について】

- ・平成 21 年 11 月にスタート。今年で 15 周年。
- ・8 県 17 市 6 町及び江原特別自治道と協定を締結するなど、運動が全国に広がっている。
- ・あいサポーター数：686,781 人（令和 6 年 10 月末現在）※県内：89,298 人
- ・あいサポート企業・団体認定数：3,069 企業（団体）（同上）※県内：818

2 あいサポート・アートとっとり祭（鳥取県障がい者舞台芸術祭）

- (1) 開催日時：令和 6 年 11 月 9 日（土）～10 日（日）両日とも午前 10 時から午後 4 時まで
- (2) 開催場所：エースパック未来中心 大ホール、小ホール、アトリウム等
- (3) 内容：

- ①県内公募団体によるパフォーマンスステージ 24 団体
- ②倉吉幼稚園園児によるダンス及び県立倉吉東高等学校生徒による書道パフォーマンス
- ③ゲストステージ（DJYUTA&YOICHI（障がい者国際舞台芸術コンクールで優勝実績のある倉吉市在住の井谷優太氏のユニット）、米良美一（めらよしかず）氏（代表曲「もののけ姫」）等）
- ④全国手をつなぐ育成会連合会との連携による万博PRステージ（長崎県の障がい者によるプロの和太鼓集団「瑞宝（ずいほう）太鼓」による公演や地元団体とのコラボステージ）
- ⑤ゆるスポーツ（年齢や性別、障がいの有無等に関わらず誰でも一緒に楽しめるスポーツ）などの体験型イベント、ワークショップ（バルーン工作等）、障がい福祉サービス事業所による物販、琴の浦高等特別支援学校生徒によるあいサポカフェ等

- (4) 来場者数（2日間延べ）約 4,000 人

<公募団体によるステージ発表>



<瑞宝太鼓と地元団体によるコラボステージ>



<フィナーレ（出演者による「ふるさと」の合唱）>



<ゆるスポーツ会場>



# 令和6年度鳥取県難病フォーラムの開催結果について

令和6年11月29日  
健康政策課

難病に対する正しい知識の啓発を図り理解を深めるとともに、難病患者・家族が地域で安心して心豊かに暮らせる生活環境づくりを考えることを目的に、「鳥取県難病フォーラム」を開催しましたので、概要について報告します。

## 1 日時及び場所

日時：令和6年11月23日（土・祝日） 午後1時30分から午後3時30分まで

場所：鳥取大学医学部記念講堂（米子市西町）、オンライン

## 2 参加者

65名（県民、当事者及び家族、医療・行政関係者、在宅療養支援者、就労支援事業所者等）

※会場：47名、オンライン：18名

## 3 内容

### (1) 講演及び行政説明

- ・「難病の基礎知識について」 鳥取大学医学部附属病院脳神経内科 花島 律子 教授
- ・「難病と小児慢性特定疾病について」 県子ども家庭部家庭支援課 松本 夏実 課長
- ・「難病対策について」 県健康政策課難病担当者

### (2) 当事者（患者会）からのお話（病気の概要、体験、支部の活動等）

- ・全国パーキンソン病友の会鳥取県支部 山本 恭子 氏
- ・全国膠原病友の会鳥取県支部 三嶋 智子 支部長
- ・日本リウマチ友の会鳥取支部 門永 登志栄 氏

### (3) その他

会場受付に患者会啓発コーナーを設置し、各患者会（※）の活動パンフレット配架やポスター掲示、難病相談・支援センターのパンフレットを配架。

（※）全国パーキンソン病友の会鳥取県支部、日本ALS協会鳥取県支部、全国膠原病友の会鳥取県支部、日本リウマチ友の会鳥取支部、山陰網膜色素変性症協会

## 4 参加者の感想（フォーラム参加者アンケート抜粋）

- ・鳥取で初めて開催されて良かった。難病について概要を知ることができ知識が深まった。
- ・患者の生の声により、生活の困りごとや必要とされる支援を理解した。
- ・音楽の演奏や著名人の参加など、広く子どもから大人まで参加しやすく工夫し、来年度も開催してほしい。
- ・難病や小児慢性特定疾病への理解が進み、支援の輪が広がるよう業務に携わりたい。
- ・患者さんが病気と付き合いながら生活している姿や楽しんでいる姿も紹介してほしい。
- ・自分がこれまで苦しんだことも含め、多くの方に知ってほしい。



花島教授による講演「難病の基礎知識」

## 5 今後の予定

- ・当日参加できなかった方や県民への周知を図るため、オンデマンド配信を予定。

（12月3日頃～3月末頃）

- ・来年度もフォーラムを開催する予定。参加者の更なる増加に向け、県民等への早期の周知や当事者、関係者以外の方も気軽に参加できる内容について、関係先と検討していく。

# 東部保健医療圏の医療連携（医師派遣等）に係る基本協定の締結について

令和6年11月29日

医療政策課

「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」（R5実施）での議論を踏まえ、鳥取大学医学部附属病院から遠く医師派遣を得られにくい東部保健医療圏内病院間の連携による医師の養成・確保の取組を加速すべく、10月25日（金）に表記の基本協定を締結しましたので報告します。

[研究会での主な意見]

- ・東部は鳥大から遠いハンデがあり病院ごとの取組は限界。医療圏単位での支援体制づくりが必要。
- ・いずれ中央病院や鳥取市立病院で医師をプールし派遣するドクターバンクの取組を検討したい。

## 1 協定締結式の概要

(1) 日 時：令和6年10月25日（金）午後2時から午後2時30分まで

(2) 会 場：県庁議会棟特別会議室

(3) 協定締結者

| 団体名                | 職名        | 氏名                          | 所管医療機関等           |
|--------------------|-----------|-----------------------------|-------------------|
| 鳥取県<br>日本赤十字社鳥取県支部 | 知事<br>支部長 | 平井 伸治                       | 県立中央病院<br>鳥取赤十字病院 |
| 鳥取市                | 市長        | 深澤 義彦                       | 鳥取市立病院            |
| 岩美町                | 町長        | 長戸 清                        | 岩美町国民健康保険岩美病院     |
| 智頭町                | 町長        | 金兒 英夫                       | 国民健康保険智頭病院        |
| 鳥取大学               | 学長        | 中島 廣光<br>※武中篤鳥大病院長(副学長)代理出席 | 鳥取大学医学部(地域医療学講座)  |

※廣岡中央病院長、齊藤鳥取赤十字病院副院長（竹内院長代理）、尾崎岩美病院長、足立智頭病院長、谷口鳥大医学部地域医療学講座教授、長井鳥取市保健所長が陪席

(4) 協定内容：別添協定書のとおり

(5) 主なご発言

（平井知事）研修医の大都市部への流出、医療の専門分化、医師の働き方改革の影響もあり、医療体制の維持が難しくなっている。本協定をいわば対策ののろしに掲げ、人材育成も含め相互支援を進め、地域の医療サービスを維持していきたい。財政支援も含め県もしっかりやっていく。

（深澤鳥取市長）鳥取市の9割が中山間地域であり、住民の1/2がそこで生活。本協定により病院間の連携が進み、持続可能な医療提供体制の確立や、総合診療医が医療現場で活躍していくことを期待。

（長戸岩美町長）住民の生命・健康を守る拠点の岩美病院で慢性的な医師等の不足が顕在化。本協定の締結を出発点として、圏域の医療の質が高まり、住民に幸せな生活を営んでいただけるよう、岩美町も協力したい。

（金兒智頭町長）本協定締結を機に医師の確保が進むことを期待。実効性が確保されるようぜひ定期的な情報交換の場を設置してほしい。

（武中鳥大病院長）鳥大卒業医師の地域定着を最大のミッションとして医学部とともに尽力。東部の医師不足は大学にとっても非常に大きな課題。「地域医療学講座」で中山間地域のニーズが大きい総合診療医育成を進めており、その育成・確保を通じて東部の医療機関に貢献したい。

## 2 協定の効果、今後の主な取組

協定締結を前提にすでに中山間地域支援（医師派遣）の取組が加速。引き続き協定に基づく取組が進むよう、関係病院との調整を進めていく。

**【医師の相互派遣】** 岩美病院や智頭病院への医師派遣（代診医含む）が加速（複数の女性常勤医がたて続けに産休取得した岩美病院への中央病院・鳥大病院からの代診医派遣等。）

**【総合診療医・同専攻医の育成、派遣】** 今年度から鳥取大学に配置している「総合診療医育成強化専門員（特命助教）」の東部医療圏での活動（診療、教育）を具体化。

**【圏域で医師を確保し、融通し合う仕組みづくり】** 中央病院の内科専門研修プログラム（R6～）による医師の東部圏域への定着推進 → 医師不足医療機関へ医師を派遣する仕組みの構築。

### （参考）東部医療圏の医師の状況

○従事医師数：564人（県内従事医師1,740人の32%相当）

○不足数：82人（充足率81%） ※R6病院アンケート調査結果

## 鳥取県東部保健医療圏の医療連携（医師派遣等）に係る基本協定書

鳥取県、鳥取市、岩美町、智頭町、日本赤十字社鳥取県支部及び国立大学法人鳥取大学（以下「協定締結団体」という。）は、鳥取県東部保健医療圏に所在する鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、岩美町国民健康保険岩美病院、国民健康保険智頭病院、鳥取赤十字病院（以下「東部所在病院」という。）における安定的な医療提供体制の確保に向けた医師の派遣や育成等に連携して取り組むため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、各協定締結団体が、医師の派遣や育成等について相互に連携、協力して取り組むことにより、もって鳥取県東部保健医療圏の安定的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 各協定締結団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携、協力して取り組むものとする。

- （1）東部所在病院間における医師が不足している病院・診療科への医師の相互派遣
- （2）鳥取大学医学部地域医療学講座による総合診療医・総合診療専攻医の派遣、及び東部所在病院による同専攻医の育成に係る協力
- （3）病院総合医の育成、確保
- （4）東部保健医療圏で医師を確保し、融通し合う仕組みづくりの検討
- （5）東部所在病院間における看護師、薬剤師等の人材交流、医療機器・薬剤の共同利用
- （6）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに協定締結団体のいずれからも解除の意思表示がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施に関し必要な事項は、その都度、協定締結団体間で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年10月25日

鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県知事 平井 伸治

鳥取市幸町71番地  
鳥取市長 深澤 義彦

岩美郡岩美町大字浦富675番地1  
岩美町長 長戸 清

八頭郡智頭町大字智頭2072番地1  
智頭町長 金兒 英夫

鳥取市東町一丁目271番地  
日本赤十字社鳥取県支部長 平井 伸治

鳥取市湖山町南4丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学  
学長 中島 廣光

# 鳥取県中山間地域医療人材（薬剤師）確保・育成事業について

令和6年11月29日  
医療・保険課

鳥取県内において薬剤師が不足している中山間地域の病院における薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップ（能力の開発・向上）を両立することのできる奨学金返還助成制度を創設し、令和6年11月21日から対象薬剤師の募集を開始しましたので報告します。

## 1 事業の概要

中山間地域の病院（「地域病院」）等に採用された薬剤師が、地域病院での勤務と基幹病院（鳥取大学医学部附属病院）での実務研修受講等をバランスよく両立できるプログラムにのっとり勤務。あわせてプログラム満了者に対する奨学金の返還助成制度を創設し、地域病院への人材誘導を図る。

(1) 事業の名称 鳥取県中山間地域医療人材（薬剤師）確保・育成事業

(2) 対象となる病院

ア 地域病院

郡部に存する病院のうち、一般病床を有する次の6病院とする。

・岩美病院 ・智頭病院 ・三朝温泉病院 ・西伯病院 ・日野病院 ・日南病院

イ 基幹病院 鳥取大学医学部附属病院

(3) 事業の対象となる薬剤師

■ 次の条件を満たす薬剤師

- |                                  |
|----------------------------------|
| ① 地域病院又は基幹病院に勤務している薬剤師であること。     |
| ② 「助成対象奨学金」を借り入れ、返還予定又は返還中であること。 |
| ③ 「育成プログラム」を満了する意向があること。         |
| ④ 申請時における年齢が35歳以下であること。          |

■ 勤務する病院を経由して、県への登録申請手続が必要。

→条件を満たしていることを県が認定・登録

(4) 育成プログラム

地域病院と基幹病院が協議して定める次の条件を満たすプログラム

(育成プログラムの条件)

- ① 育成期間は6年間
- ② 地域病院での勤務日数は、プログラム期間中の総勤務日数の1/2以上
- ③ 将来的に認定資格等(※)を取得することができる研修内容となっている
- ④ 県の指定する地域病院または基幹病院以外の病院で勤務してはならない

※ 「将来的に取得可能な認定資格等」…鳥大医学部附属病院で取得可能なもの

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| ・がん薬物療法認定薬剤師 | ・がん薬物療法専門薬剤師 | ・感染制御認定薬剤師 |
| ・感染制御専門薬剤師   | ・緩和薬物療法認定薬剤師 | ・緩和医療専門薬剤師 |
| ・NST専門療法士    | ・糖尿病療養指導士    | ・心不全療養指導士  |

(5) 奨学金返還金助成

育成プログラムを満了した登録薬剤師に、貸与を受けた奨学金の返還助成を行う。

ア 対象となる奨学金

日本学生支援機構の奨学金、鳥取県育英奨学資金など

イ 助成対象となる奨学金の期間

上限4ヶ年度分

※6年間奨学金を受けていた場合、金額の多い年度から4ヶ年度分を助成する。

ウ 助成額

4ヶ年度分の奨学金貸与額（上限：240万円）

・他の奨学金助成制度との併給調整あり。基本的に本人の受取額が240万円となるよう調整。

(6) 財源

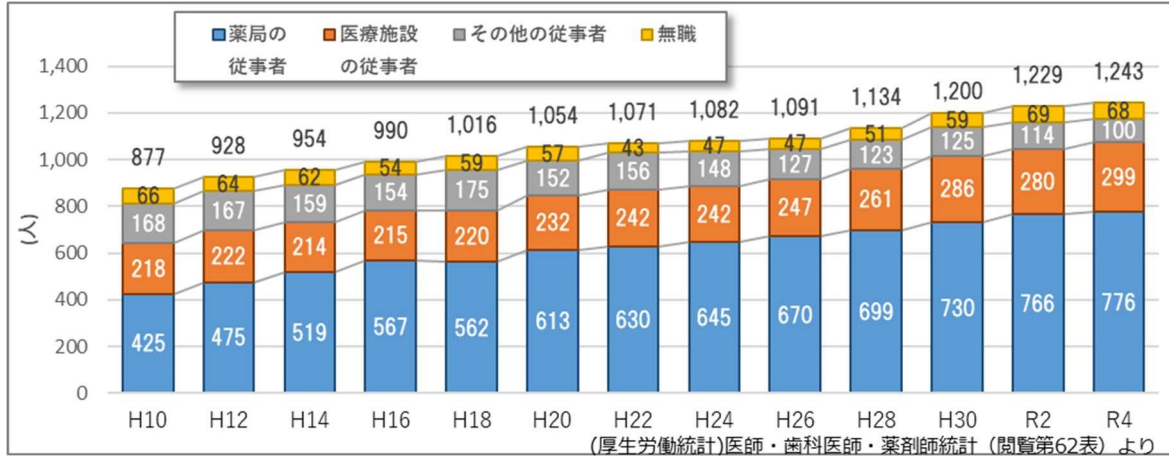
・地域医療介護総合確保基金を活用

→プログラム満了後に助成することとしているため、助成金支払は早くして令和12年度となる。



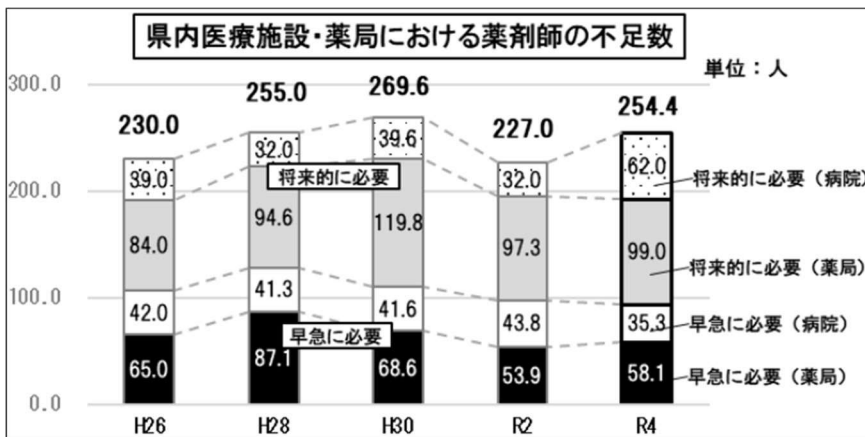
2 参考資料

【参考1】鳥取県内の薬剤師数推移



【参考2】「薬剤師の採用状況等に係る調査」結果推移

調査基準日：令和4年9月1日 調査対象：県内全病・薬局（43病院、277薬局）



○早急に必要薬剤師数…概ね1年以内に採用が必要な薬剤師数

○将来的に必要な薬剤師数…概ね5年以内に採用が必要な薬剤師数

# 鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（暫定版）の運用開始について

令和6年11月29日  
感染症対策センター

新型コロナ対応の経験及び新型コロナウイルス等対策政府行動計画の改定等を踏まえ、次の感染症危機に際して迅速に対応するため、鳥取県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」）の改定案を作成し、11月6日から暫定版として運用を開始しましたので報告します。

正式改定は、各関係機関からの意見の反映やパブリックコメント等の手続きを経て、今年度中に行う予定です。

## 1 県行動計画の根拠・目的等

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条の規定に基づく都道府県計画  
※今回の改定は、平成26年1月に制定（令和元年8月変更）以来の全面改定。
- ・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 2 県行動計画（暫定版）の概要

県行動計画では、あらかじめ有事の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には、政府行動計画や国の基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況や対応体制等の実情に応じて、柔軟かつ機動的に対応するための具体的な取組を記載。

### 【改定のポイント】

- ・対策を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、準備期（平時）の取組を充実
- ・対策項目を13項目に拡充し、きめ細かく記載（現行6項目） ※ゴシック体は新規項目  
①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬県民生活・県民経済
- ・新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が来ること、対策の機動的切り替えも想定

| 対策項目                 | 概要 ※ゴシック体は新規取組、下線は本県独自施策   |
|----------------------|--|
| ①実施体制                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から <u>鳥取県感染症対策センター（県版 CDC）や鳥取県感染症対策連携協議会</u> による関係機関との連携体制を構築</li> <li>・施策の推進に当たっては、関係団体、市町村等の他、<u>感染症施策連携基本協定</u> を締結した <u>鳥取大学医学部と連携</u></li> <li>・有事には、発生段階に応じて、情報連絡室、鳥取県新型コロナウイルス等対策本部、保健所連絡調整会議等を設置し対応</li> <li>・発生に備えた実践的な訓練を実施</li> </ul> |
| ②情報収集・分析<br>③サーベイランス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から関係機関と連携した情報収集、分析、サーベイランスの効果的な実施体制を構築（<u>急性呼吸器感染症（ARI）サーベイ</u>、<u>新型コロナ下水サーベイ</u>等を含む）</li> <li>・<u>鳥取大学（感染症施策連携基本協定締結）と連携</u>し、情報収集、リスク評価等を行い、必要な対応を実施</li> </ul>  |
| ④情報提供・共有、リスクミ        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部会議、定例記者会見等の場面において、科学的知見に基づき、積極的に情報発信（SNSも活用）</li> <li>・有事には、相談窓口、特設サイトの迅速な設置・開設</li> <li>・<u>偽・誤情報や誹謗中傷等の拡散状況のモニタリングと記録の保存</u>等の適切な対処</li> </ul>   |
| ⑤水際                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から検疫所との情報共有や訓練を通じて連携を強化</li> <li>・有事には、出国予定者への注意喚起等、検疫措置強化への協力等を実施</li> </ul>  |
| ⑥まん延防止               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ対応で実施した <u>クラスター対策チーム</u> や <u>福祉・医療施設感染対策センターの設置、専門家による助言、検査支援</u>等の経験を踏まえ、感染状況や病原体の性状等に応じて、まん延防止対策を講じる</li> <li>・感染状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ、必要時には <u>まん延防止等重点措置</u> 及び緊急事態措置の実施について国に要請し、措置を実施</li> </ul>   |
| ⑦ワクチン                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からのワクチンや資材の供給等の情報を踏まえ、接種に携わる医療従事者の確保等も含め、市町村等と連携して特定接種及び住民接種の体制を構築</li> <li>・必要に応じて <u>職域接種による接種の加速化</u>、<u>他県と連携したワクチン接種体制</u> も検討</li> </ul>  |

|            |  |
|------------|--|
| ⑧医療        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの<b>医療措置協定の締結</b>により、有事における医療提供体制を整備（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、医療人材の派遣、宿泊療養施設の確保等）</li> <li>・通常医療との両立を念頭に置きつつ、新型コロナ対応での経験を踏まえ、<b>感染状況や病原体の性状等に応じて柔軟かつ機動的に対応（「早期検査」「早期入院」「早期治療」の「鳥取方式」を基本とした患者対応、外来でのメディカルチェックにより病状を評価し療養先を調整、臨時の医療施設の設置、陽性者コンタクトセンターの設置による療養支援の迅速化と拡充等）</b></li> <li>・<b>鳥取大学医学部等と連携・協力して、感染症専門医をはじめとした感染症に関する人材の養成及び資質の向上</b>に取り組む</li> </ul> |
| ⑨治療薬・治療法   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事には、<b>感染症専門医等による研修会</b>等を通じ、医師会等と連携して治療体制の強化を推進</li> <li>・平時から抗インフルエンザ薬を計画的に備蓄、有事には適切に配分・使用。</li> </ul>  |
| ⑩検査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から衛生環境研究所の人材、機器、試薬等の確保や、<b>民間検査機関との検査措置協定</b>による検査体制を整備</li> <li>・有事には、JIHS 等と連携し迅速に検査体制を立ち上げ、<b>ドライブスルー方式なども含めた必要な検体採取体制</b>の確保を進め、<b>幅広い検査の実施</b>により感染拡大を防止</li> </ul>   |
| ⑪保健        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から、訓練等を通じて人材育成や連携体制の構築など対応力を向上</li> <li>・有事には、保健所や衛生環境研究所において、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察等を実施</li> <li>・業務負荷に応じ、<b>本庁からの派遣、市町村や IHEAT 要員の派遣要請や、疫学調査等の業務の本庁一元化、外部委託の活用</b>等により、<b>保健所の感染症有事体制を強化・支援</b></li> </ul>   |
| ⑫物資        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>医療措置協定により医療機関における个人防护具等の備蓄を推進</b></li> <li>・県も国と連携して个人防护具を備蓄し、有事には不足が見込まれる医療機関等へ随時提供</li> </ul>   |
| ⑬県民生活・県民経済 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事の対策実施に当たっては、<b>官民連携会議等により、商工団体等と協議・連携し対応</b></li> </ul>  |

### 3 鳥取県感染症対策センター（県版 CDC）会議での主な御意見

11月1日に開催した県版 CDC 会議\*においては、県行動計画の暫定運用開始について了解を得たほか、次のような御意見をいただき、暫定版に反映した。

※ 出席者：感染症専門監（鳥取大学医学部 千酌教授、尾崎教授）、倉吉・米子保健所、鳥取市保健所、衛生環境研究所、事務局：感染症対策センター

（主な御意見）

- ・コロナ対応を経験した職員も異動していく。訓練等については、体系立てて進めてほしい。
- ・コロナ対応での「福祉・医療施設感染対策センターの設置」は良い取組だった。福祉と医療は切り離せないものという視点で、統一された対応を進めることは大切。新型インフル対応でも活かすべき。

### 4 改定スケジュール

|              | 鳥取県感染症対策連携協議会<br>県版 CDC 会議                   | 県  | 国                                   |
|--------------|--|--|-------------------------------------|
| 令和6年<br>～10月 |  | ・県行動計画改定方針案、素案検討   | ・政府行動計画改定の閣議決定(7/2)、ガイドラインの改定(8/30) |
| 11月          | ・11/1 県版 CDC 会議<br>(専門監、保健所、衛環研 等)           | ・11/6 県行動計画案の暫定運用開始<br>・11/8 市町村、関係機関等への意見照会<br>・11/29 常任委員会報告(暫定運用開始) |                                     |
| 12月          | ・12/6 鳥取県感染症対策連携協議会(医師会等関係団体、感染症指定医療機関、消防 等) | ・意見反映・修正<br>・常任委員会報告(パブコメ前)<br>・パブリックコメント開始                            |                                     |
| 令和7年<br>1月   | ・県行動計画改定案(最終案)報告                             | ・意見反映・修正<br>・県行動計画改定   |                                     |
| 2月           |  | ・常任委員会報告(パブコメ後)<br>・議会報告(附議案)  |                                     |
| 3月           |  | ・市町村等への通知・公表   | ・県行動計画改定報告                          |

# 感染症の流行状況等及び新型インフルエンザ等対策訓練の実施について

令和6年11月29日  
感染症対策センター

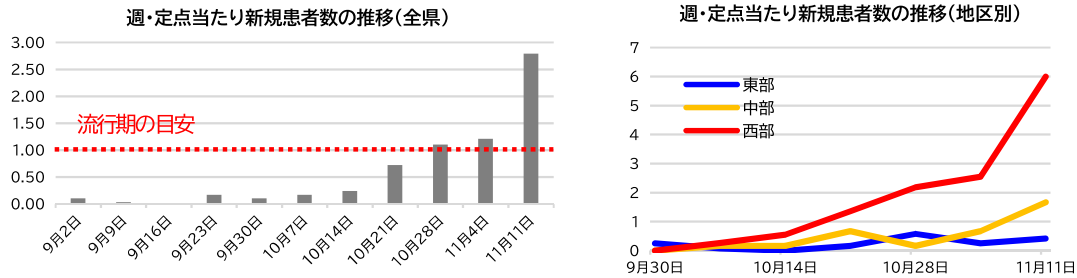
インフルエンザが11月上旬から流行入りし、特に西部での感染拡大が見られています。

新型コロナウイルス感染症の患者数は、10月、11月と低い水準で推移しており、第46週（11月11日～17日）も低い水準ですが、中部で増加の兆しが見られます。（オミクロン株（主にKP.3系統（JN.1亜系統））の流行が継続中）

11月22日、26日、新型インフルエンザ患者発生時の初動対応を確認するため、国内1例目の患者発生を想定し、国や感染症指定医療機関等と連携した訓練を行いました。

## 第1 インフルエンザの流行状況

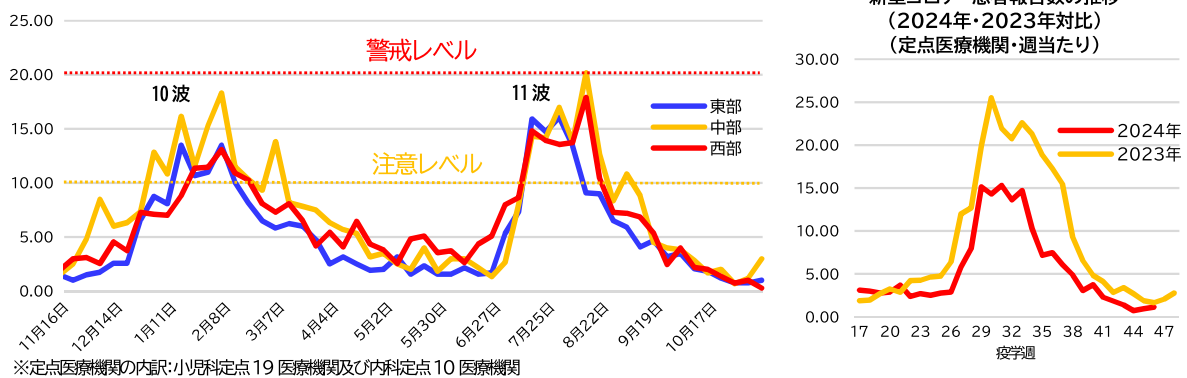
### (1) 週・定点当たり新規患者数の推移（全県、地区別）



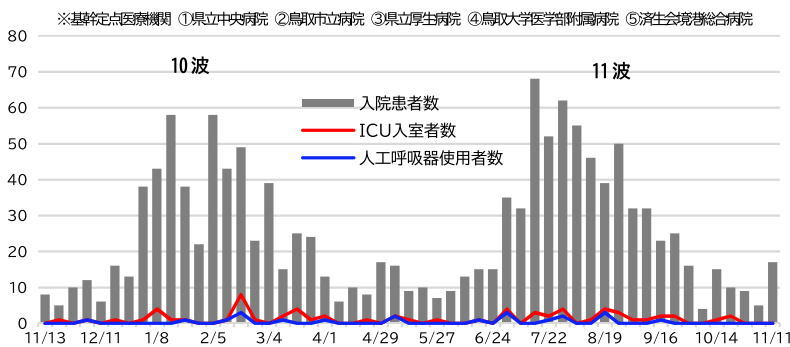
## 第2 新型コロナウイルス感染症の流行状況等

### 1 県内における流行状況

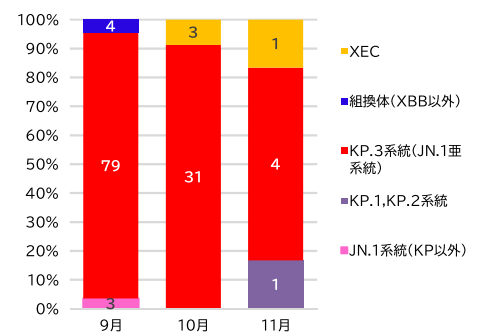
#### (1) 週・定点当たり新規患者数の推移（地区別、2024年・2023年対比）



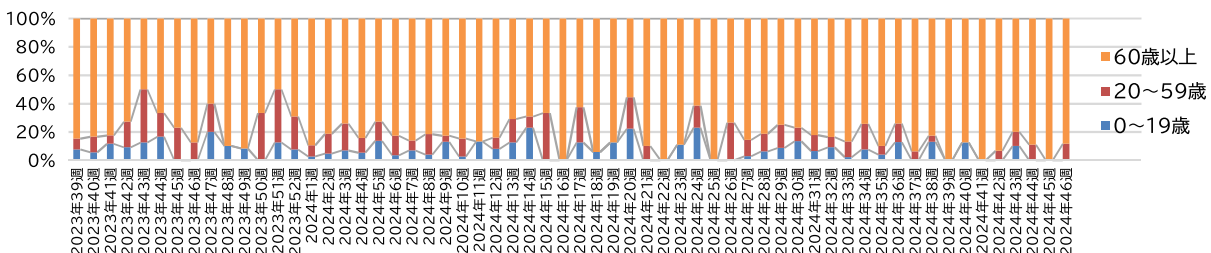
#### (2) 週・基幹定点当たり新規入院者数の推移



#### (3) ゲノム解析（月別）



#### 新規入院患者数の推移（年齢別/週当たり）



## 2 新型コロナウイルス感染症による死亡者数

令和5年5月以降の新型コロナウイルス感染症による死亡者数は次表のとおり。

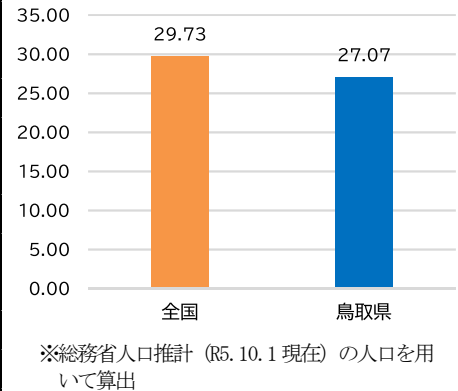
(厚生労働省・人口動態統計調査による(月報の数値は約5ヶ月後に公表))

<新型コロナによる死亡者数>

(単位:人)

| R5年 | 鳥取県 | 全国     | R6年 | 鳥取県 | 全国     |
|-----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 1月  | 79  | 12,817 | 1月  | 9   | 3,911  |
| 2月  | 22  | 4,460  | 2月  | 13  | 4,569  |
| 3月  | 6   | 1,832  | 3月  | 14  | 3,623  |
| 4月  | 3   | 1,010  | 4月  | 21  | 2,506  |
| 5月  | 3   | 981    | 5月  | 9   | 1,722  |
| 6月  | 2   | 1,155  | 6月  | 10  | 1,734  |
| 7月  | 6   | 1,892  |     |     |        |
| 8月  | 20  | 3,877  |     |     |        |
| 9月  | 13  | 4,046  |     |     |        |
| 10月 | 9   | 2,480  |     |     |        |
| 11月 | 8   | 1,619  |     |     |        |
| 12月 | 7   | 1,917  |     |     |        |
| R5計 | 178 | 38,086 | R6計 | 76  | 18,065 |

人口10万人当たり死亡者数(5類移行後)  
※ R5.5~R6.6累計



## 第3 県民への注意喚起等

- ・ 新型コロナ・インフルエンザの感染予防、早めのワクチン接種を呼びかけるため、今冬の流行期に入る前に新聞広告を掲載。(11/9~10)
- ・ 今秋から始まった新型コロナワクチン接種について、医療機関等に対しては、接種対象者に適切な説明を行うよう依頼するとともに、市町村に対しては、接種対象者が自らワクチンを選択して接種できるよう、各ワクチンに関する情報をホームページで案内する等の対応を依頼した。(10/29)
- ・ 新型コロナを含む感染症の流行状況(3圏域ごと)については、毎週、感染症流行情報として各感染症の予防のポイント等も含め、ホームページ等で情報発信している。また、新型コロナについては、今後は入院状況をより詳しく発信するため、従来から公表している入院患者数に加え、ICU入室者数、人工呼吸器使用者数、年齢別入院割合も併せて毎週公表することとし、注意喚起を行う。

## 第4 新型インフルエンザ等対策訓練の実施

### 1 新型インフルエンザ等対策訓練

#### (1) 鳥取県新型インフルエンザ等対策本部運営訓練

他県において、国内1例目の新型インフルエンザ患者が発生した想定のもと、本県として、県内発生に備えた関係部局の準備状況の報告、県民への呼びかけなど、初動対応の確認を行った。

ア 日時 11月22日(金)午後3時15分から午後3時45分まで

イ 場所 県庁災害対策本部室(第2庁舎3階) ※オンライン会議併用

ウ 参加者 平井知事、統轄監、総務部、デジタル局、福祉保健部、衛生環境研究所、鳥取市保健所  
鳥取大学医学部 千酌教授(アドバイザー)



対策本部運営訓練

## (2) 新型インフルエンザ疑い患者搬送訓練

新型インフルエンザの感染が疑われる患者を鳥取市保健所が確認した想定のもと、同保健所が県立中央病院（第2種感染症指定医療機関）へ患者を搬送し、感染症病床へ入室、検体の採取・梱包等、一連の手順を確認した。

ア 日時 11月22日（金）10時から10時30分まで

イ 場所 鳥取市保健所、県立中央病院

ウ 参加機関

鳥取市保健所、県立中央病院、衛生環境研究所、  
県庁感染症対策センター

（オブザーバー参加）倉吉保健所、米子保健所



## (3) SNS等の拡散情報に係るモニタリング訓練（フェイク（偽・誤）情報対応）

新型インフルエンザ患者発生に伴う県対策本部設置を受け、警戒フェーズに移行したフェイク情報対応実証チーム※（11月15日発足）に感染症対策センターが参画し、新型インフルエンザに係るSNSやインターネット上の拡散情報をデジタルツールでモニタリングする訓練を実施した。（11月20日～22日）

※ SNSやネット上における偽・誤情報や真偽不明情報の拡散により、県民生活や地域経済に悪影響を及ぼしかねない社会的混乱が発生する兆候がある場合、又は現に生じていると認められる場合、県民や地域の安心・安全を守るための注意喚起等を行う。

## (4) 初動対応に係る国と都道府県との緊急連絡会議（国訓練）

国内1例目の新型インフルエンザ患者が発生した想定のもと、赤澤大臣が、総理大臣指示事項を都道府県知事に伝達。関係機関から初動対応状況が報告された後、各都道府県知事等が、相談体制や医療・検査体制、個人防護具等の備蓄など、各都道府県での現在の準備状況の報告を行った。

ア 日時 11月26日（火）午後1時20分から午後1時45分まで

イ 場所 東京本部 ※オンライン会議

ウ 参加者 赤沢亮正 感染症危機管理担当大臣、内閣感染症危機管理統括庁  
各都道府県（平井知事を含む13名の都道府県知事・副知事が参加）